

広島県告示第五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項前段の規定によつて、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

平成二十九年二月十三日

広島県知事 湯崎英彦

会計管理者の事務の一部の委任を解除した出納員	西部東厚生環境事務所厚生課に所属する次の職員 柳原義和	解除した事務	当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費（当該出納員の所掌する当該機関の他の出納員の分掌事務に係るものを除く。）のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	解除した年月日
			平成二九年一月二三日	